

男女共同参画都市宣言に至った経緯

笛吹市は、平成16年10月旧6町村が、更に平成18年には1村が加わり人口7万余りの市として誕生しました。合併と同時にわたしたちが目指す新市は、市民誰もが互いを認め合い、協働して物事に取り組める明るいまちです。

合併の翌年発足した、わたしたち『笛吹市男女共同参画推進委員会』は、まさに笛吹市の歩みと共に活動してきました。

わたしたちの取り組みは、平成18年度策定した男女共同参画推進計画『輝け男女 笛吹プラン』の策定に始まり、男女共同参画について市民に、よりわかりやすい啓発活動を進めるため、4つの部会方式(家庭部会・職場部会・地域部会・広報部会)で進めてきました。

家庭部会では、市民誰もが気軽に歌えたり運動ができるなかで自然に自己肯定感が持てるよう、“輝けチャ・チャ・チャ 笛吹の未来”の作詞作曲を行い、これに体操を振り付け、DVDに収めて活動に活かしてきました。昨今増加傾向にあるDV防止の啓発活動としてパネルシアターの作成、公演もしています。

職場部会では、より働きやすい職場づくりをめざして、学童保育の実態調査や、アンケートの実施、市内事業所を訪問しての啓発活動等をすすめ、その結果を次なる活動に活かすなど、県の推進活動とタイアップした取り組みを進めてきました。

地域部会では、啓発のための寸劇、朗読劇の作成、公演等々、市内のみならず市外にも出向くなどして、わかり易く男女共同参画社会の形成を訴えてきました。

こうした推進委員会の一連の取り組みや、国や県内外の参画に関する情報提供、推進条例の解釈運用等について市民に伝えたいと、市の広報誌『広報ふえふき』に毎月掲載する活動を、広報部会が担当すると共に、インターネット(よっちゃばるネット)を活用しての活動も進めているところです。

一方、市役所内では、毎年男女共同参画に関する学習会を行い、職員の意識改革とその行動化を促すとともに、推進体制として推進本部を立ち上げ、庁内推進会議を設けるなど、男女共同参画社会の形成に向けて市民と行政の協働の取り組みを進めています。推進委員たちも常に学習に挑み、国立女性教育会館(通称NWEC)に毎年出向き学びあったことを活動に繋げて

きました。

一連の取り組みの成果として平成 23 年には、わたしたち市民の声を生かした『笛吹市男女共同参画推進条例』を制定することができました。

この条例に基づき、平成 24 年度には笛吹市男女共同参画審議会も発足し、具体的な提言を頂きました。昨年 9 月には審議会から、今こそ男女共同参画宣言都市に手を挙げるよう意見書が市長宛に提示されました。さらに意見書では、宣言都市への具体的取り組み事項・期日・体制までも示唆頂いたところです。

また、『笛吹市男女共同参画推進条例』第4条第2項に、市の責務として「市は、男女共同参画の推進に当たり、市民の意識を尊重すると共に、市民及び事業者等のほか、国、県及び地方公共団体と相互に連携し、協力しなければならない。」と規定し、第14条には、情報提供及び啓発活動として、「市は、男女共同参画の推進について、市民及び事業者等の理解を深めるため、あらゆる機会を通じて、情報提供、広報活動その他の啓発活動を行うものとする。」との規定があります。

『第2次輝け男女笛吹プラン』(取り組み期間平成23年～27年)には、基本目標・実施計画の5、男女共同参画を進める体制づくりの具体的施策の一つとして、「男女共同参画都市の宣言をする」が掲げられています。

こうしたプランは、男女共同参画を総合的・計画的に推進するためのものですから、一つひとつ着実に進める必要があります。

わたしたちはこうした提言を受け、平成25年11月『笛吹市男女共同参画宣言都市実行委員会』を設け、15回に及ぶ会合を重ね、『宣言文』をまとめたところです。

男女共同参画都市宣言は、市を挙げて男女共同参画を推進する機運を醸成するだけにとどまらず、市民や関係諸団体との連携と協働によって、男女共同参画推進活動を一層促進することになり、誰もが安心して住みやすい笛吹市の発展に寄与します。

笛吹市男女共同参画都市宣言実行委員会